

○共同研究に関する内規

	1999年3月17日制定	
	1999年6月16日改正	2011年6
月8日改正		
	2015年3月11日改正	2024年1
月10日改正		
	2024年12月11日改正	

(趣旨)

第1条 この内規は、フェリス女学院大学（以下「本学」という。）における共同研究の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同研究の定義)

第2条 この内規において「共同研究」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 他大学及び学外の研究機関（以下、「学外の研究機関等」という。）と協定を締結し、特定の研究課題について共同して行う研究
- (2) 本学の複数の専任教員が、学外の研究機関等に所属する研究者とともに特定の研究課題について共同して行う研究

(共同研究者の範囲)

第3条 共同研究者は、本学の教職員及び学外の研究機関等に所属する研究者とする。

(申請手続)

第4条 共同研究を希望する者は、あらかじめ共同研究班を組織し、本学の専任教員の中から研究代表者を定めなければならない。

- 2 研究代表者は、所定の「共同研究計画書」を作成し、研究を開始しようとする前年度の所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

(研究期間)

第5条 共同研究の期間は、一研究課題につき原則として1年とする。

- 2 継続して研究することが必要な場合には、前条により改めて申請手続を行うものとする。

- 3 一研究課題における継続研究は、3年を限度とする。

(共同研究委員会)

第6条 研究課題について、本学の共同研究としての適性を審査するため、共同研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 学長
- 副学長 1名
- 各学部長

3 委員の任期は、その職に在任する期間とする。

(運営)

第7条 委員会に委員長を置き、学長がこれに当たる。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査・採択)

第8条 研究課題採択の可否は、次の審査基準に基づいて委員会が決定する。

- (1) 第2条の定義に合致していること
- (2) 研究課題が特色を有すること
- (3) 研究計画が具体的であること
- (4) 共同研究者間の責任分担が明確であること
- (5) 定められた研究期間で成果が得られる見通しがあること

(研究費予算の執行と管理)

第9条 研究費予算の編成及び執行の管理については、委員会が行う。

2 研究費予算は、研究活動に直接必要な経費に充てるものとし、その取扱いについては、経理規程（1981年5月28日制定）及び関連規則の定めるところによる。

3 共同研究者は、「共同研究計画書」に則り、適正に研究費を執行しなければならない。ただし、研究費予算を、やむを得ず科目間流用する場合には、委員会の承認を必要とする。

4 委員会は、研究費が適正に執行されているかを確認するために、監査を行うことができるものとする。

(研究報告)

第10条 研究代表者は、所定の期日までに本学所定の「共同研究経過報告書」を委員長に提出しなければならない。

2 研究代表者は、研究期間が満了する月の末日までに、本学所定の「共同研究完了報告書」を委員長に提出しなければならない。

3 共同研究者は、研究期間満了日の属する年度の翌年度末までに、本学の紀要又はそ

れに準ずるものに共同研究の成果を発表しなければならない。

(資格の喪失)

第 1 1 条 前条に定める研究報告が期日までに行われなかった場合、当該研究の研究代表者は、共同研究構成員の資格を失う。なお、失った資格は、委員会の決定により復活することができるものとする。

(その他の事項)

第 1 2 条 この内規に定めるもののほか、共同研究に関し必要な事項は、委員会が決定する。

(庶務)

第 1 3 条 委員会に関わる事務は、大学事務部総務課が行う。

(内規の改廃)

第 1 4 条 この内規の改廃は、委員会の議を経て、大学評議会の承認を得て行うものとする。

附 則

この内規は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、1999年6月16日から施行し、1999年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、2011年6月8日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2024年1月10日から施行する。

附 則

この内規は、2024年12月11日から施行する。